

(事務連絡)

令和2年5月7日

保育園・認定こども園利用保護者 様

大川市長 倉重 良一

利用自粛要請期間の延長等について

1、保育園・認定こども園利用自粛期間の延長について

国による緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長されたため、本市も市内保育園・認定こども園の利用自粛要請期間を令和2年5月31日(日)までとします。

ただし、国の緊急事態宣言の短縮等により、利用自粛要請期間が変更になる場合は、再度通知します。

引き続き、感染拡大防止のため、自宅での保育が可能な方(下記に該当するような方)は、極力利用を控えていただきますよう再度お願いいたします。

○保育園・認定こども園を控えていただくご家庭

- ・自営業や農業等で自宅での保育が可能なご家庭
- ・勤務先のテレワーク等により在宅勤務が可能なご家庭
- ・勤務先の休業等により保護者の方が在宅されているご家庭
- ・親族等に子どもの預かりをお願いできるご家庭
- ・求職活動中・育児休業中のご家庭

2、利用料について

自粛要請期間に利用を自粛した場合は、後日、日数に応じ保育料を返還します。返還の手続きについては、後日、各施設を通してご案内します。

3、次に該当する場合には利用ができません

児童が37.5度以上の発熱、倦怠感、呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上の経過及び呼吸器症状の改善が見られるまで利用できません。

問合せ先 大川市子ども未来課 TEL 85-5535
